

施工技術の向上を図るための技術検定の種目の新設等について

～建設業法関係政省令・告示を改正しました～

建設業者の施工技術の向上を図るため、技術検定の種目の新設、既存の技術検定の一部見直し等を行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」（11月7日閣議決定）、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令」及び関連告示の一部を改正する告示を本日公布いたしました。

1. 概要

(1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設

電気通信工事施工管理に係る技術検定を新設し、受検資格等について以下のとおり定めます。

- ・受検資格：施工管理に係る他の技術検定と同一
- ・試験科目（1級・2級）：（学科）電気通信工学等・施工管理法・法規（実地）施工管理法
- ・受験手数料：1級（学科・実地）各13,000円 2級（学科・実地）各6,500円
- ・合格者の取扱い：（1級合格者）電気通信工事業における主任技術者・監理技術者等
（2級合格者）電気通信工事業における主任技術者等

(2) 建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については、平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施します。

(3) 登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者要件への認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとします。

2. スケジュール

- ・公布日：平成29年11月10日（金）
- ・施行日：平成29年11月10日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課（代表：03-5253-8111）

夜間直通：03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

<法制度全般について> 企画専門官 嶋川（内線24-710）法規係長 近本（内線24-754）

<技術検定制度について> 技術検定係長 高木（内線24-744）

<登録基幹技能者について> 土地・建設産業局建設市場整備課 調査係長 相葉（内線24-856）

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項及び第二十七条の十六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
------------	---

第二十七条の三第三項中「技術検定」の下に「（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。）」を加える。

第二十七条の五第二項第二号中「管工事施工管理」の下に「、電気通信工事施工管理」を加える。

第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項中「、土木施工管理又は建築施工管理」

を「又は土木施工管理」に改める。

第二十七条の十第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工 管理	一万三千元	一万三千元	六千五百円	六千五百円
----------------	-------	-------	-------	-------

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三第三項及び第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

理由

建設業者における施工技術の向上を図るため、技術検定を行う種目に電気通信工事施工管理を追加する等の必要があるからである。

改 正 案

現 行

（技術検定の種目等）
 第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の
 検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術
 を対象として行う。

（技術検定の種目等）
 第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の
 検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術
 を対象として行う。

検定種目	検定技術
（略）	（略）
管工事施 工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並 びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施 工の管理を適確に行うために必要な技術
電気通信 工事施工 管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の 作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工 事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
（略）	（略）

検定種目	検定技術
（略）	（略）
管工事施 工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並 びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施 工の管理を適確に行うために必要な技術
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定
(建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。)は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者
で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定
は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者
で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験

を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

2 (略)	(略)	電気通 信工事 施工管 理	(略)	目	検定種	
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
	(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	実地試験	

2 (略)	(略)	(新設)	(略)	目	検定種	
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
	(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	実地試験	

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	1
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	3
○建設業法施行令第二十七条の三第三項の規定による種別及び施工技術検定期則第一条第二項の規定による学科試験科目及び実地試験科目（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）	6
○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千九十九号）（抄）	7

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2～5 （略）

（技術検定）

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3～5 （略）

（手数料）

第二十七条の十六 学科試験若しくは実地試験を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関）に納めなければならない。

2 （略）

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業

電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（技術検定の種目等）

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気工事施工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

- 2 技術検定は、一級及び二級に区分して行う。
- 3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
 - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種目に関する一年六月以上の実務経験を有する者
 - (3) 受検しようとする種目に関し六年以上の実務経験を有する者
 - (4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種目に関する四年以上の実務経験を有する者
 - (5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
 - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。

- (2)において同じ。) に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
 (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次回の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級	二級
------	----	----

		学科試験	実地試験	学科試験	実地試験
建築機械施工	一万百円	二万七千八百円	一万百円	二万七千八百円	二万七千八百円
土木施工管理	八千二百円	八千二百円	四千百円	四千百円	四千百円
建築施工管理	九千四百円	九千四百円	四千七百円	四千七百円	四千七百円
電気工事施工管理	一万千八百円	一万千八百円	五千九百円	五千九百円	五千九百円
管工事施工管理	八千五百円	八千五百円	四千二百五十円	四千二百五十円	四千二百五十円
造園施工管理	一万四百円	一万四百円	五千二百円	五千二百円	五千二百円

2 技術検定の合格証明書の交付又は再交付の手数料の額は、二千二百円とする。

○建設業法施行令第二十七条の三第三項の規定による種別及び施工技術検定規則第一条第二項の規定による学科試験科目及び実地試験科目（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 躯体施工管理法	躯体施工管理法

	法規	
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）（抄）

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十一年十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して一年二年以内とする。

○国土交通省令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第 号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する</p>
--	---	---	--

改正前

	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p> <p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	---	---	-----------------------------------

登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者
 四|| 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法						(略)	コード	資格区分
	(略)	33	32	31	30	(略)			
(略)	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)	(略)	(略)	

三|| 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法						(略)	コード	資格区分
	(略)	33		(新設)	30	(略)			
(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(別表) (四)

(略)	法 建設業						(略)	コード	資格区分	
	(略)	1 3 3	2 3 2	1 3 1	2 3 0	(略)				(略)
	(略)	(略)	二級 	一級電気通信工事施工管理技士 	(略)	(略)				

(別表) (四)

(略)	法 建設業					(略)	コード	資格区分	
	(略)	1 3 3	(新設)	2 3 0	(略)				(略)
	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)				

(施工技術検定規則の一部改正)

第二条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

				<p>(令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級)</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p>	
				<p>(令第二十七条の五の学科)</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p>	
検定種目	学科	(略)	(略)	建設機械 施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科	(略)	(略)	電気工事 施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工				

改正前

				<p>(令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級)</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p>	
				<p>(令第二十七条の五の学科)</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p>	
検定種目	学科	(略)	(略)	建設機械 施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科	(略)	(略)	電気工事 施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又				

工管理	学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信 工事施工 管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工 学又は建築学に関する学科
(略)	(略)

(受検申請)
第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合
においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術検定を受けよう
とする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の
五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若し
くは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲
げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しく
は第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、そ
の他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付する
ことを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から(5)までに該当す
る者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受け
ようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

種目	試験区	一級技 術検定	一級技術検定試験基準
----	-----	------------	------------

工管理	は建築学に関する学科
(新設)	(新設)
(略)	(略)

(受検申請)
第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術
検定である場合においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術
検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、
令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)
若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号
及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若
しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号に
掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる
書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から
(5)までに該当する者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて
実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

種目	試験区	一級技 術検定	一級技術検定試験基準
----	-----	------------	------------

電気工事 管理			建築施 工管理			土木施 工管理	(略)	
験	(略)		験	(略)		験	(略)	分
学	(略)	(略)	等	(略)	(略)	学	(略)	目
2・3 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	試験科
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する一般的な知識を有す ること。			1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学、電気通信工学 及び機械工学に関する一般的な知識を 有すること。			1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、電気通信工学、機械工 学及び建築学に関する一般的な知識を 有すること。		

電気工事 管理			建築施 工管理			土木施 工管理	(略)	
験	(略)		験	(略)		験	(略)	分
学	(略)	(略)	等	(略)	(略)	学	(略)	目
2・3 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	試験科
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 土木工学、機械工学及び建築学に関す る一般的な知識を有すること。			1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学及び機械工学に 関する一般的な知識を有すること。			1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、機械工学及び建築学に 関する一般的な知識を有すること。		

電気通 信工事 施工管 理	管工事 施工管 理	学科試 験	(略)	(略)	(略)	(略)
電気通 信工事 等	機械工 学等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 電気通信工事の施工に必要な電気通 信工学、電気工学、土木工学、機械工 学及び建築学に関する一般的な知識を 有すること。	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学、電気通信工学及び 建築学に関する一般的な知識を有する こと。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 有線電気通信設備、無線電気通信設 備、放送機械設備等(以下「電気通信 設備」という。)に関する一般的な知 識を有すること。	2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 設計図書に関する一般的な知識を有 すること。						
電気通信工事の施工計画の作成方法及び 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 施工の管理方法に関する一般的な知識を 有すること。						

(新設)	管工事 施工管 理	学科試 験	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	機械工 学等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学及び建築学に関する 一般的な知識を有すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	種目	造園施 工管理			
(略)	分 試験区	験 学科試			実地試
(略)	目 試験科	学等 土木工	(略)	(略)	施工管 理法
(略)	二級技術検定試験基準	1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、電気通信工学、機 械工学及び建築学に関する一般的な知 識を有すること。 2 (略)	(略)	(略)	法規 建設工事の施工に必要な法令に関する一 般的な知識を有すること。

別表第二(第一条関係)

(略)	種目	造園施 工管理			
(略)	分 試験区	験 学科試			
(略)	目 試験科	学等 土木工	(略)	(略)	
(略)	二級技術検定試験基準	1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、機械工学及び建築 学に関する一般的な知識を有すること。 2 (略)	(略)	(略)	

別表第二(第一条関係)

土木施 工管理		土木工 学等		土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。		2 (略)	(略)	(略)	建築施 工管理	建築施 工管理
学科試 験		学科試 験		土木一 式工事の 施工に必 要な建築 学、土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学及び 機械工学 に関する 概略の知 識を有す ること。		2 (略)	(略)	(略)	学科試 験	学科試 験
(削る)		(削る)		(削る)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		(削る)		(削る)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

土木施 工管理		土木工 学等		土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 機械工学 及び建築 学に関す る概略の 知識を有 すること。		2 (略)	(略)	(略)	建築施 工管理	建築施 工管理
学科試 験		学科試 験		土木一 式工事の 施工に必 要な建築 学、土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学及び 機械工学 に関する 概略の知 識を有す ること。		2 (略)	(略)	(略)	学科試 験	学科試 験
土木施 工管理		土木工 学等		土木一 式工事の うち仕上 げに係る 工事の 施工計画 の作成方 法及び工 程管理、 品質管理 、安全管 理等工事 の施工の 管理方法 に関する 一般的な 知識を有 すること。		2 (略)	(略)	(略)	土木施 工管理	土木施 工管理
土木工 学等		土木工 学等		土木一 式工事の うち基礎 及び躯体 に係る 工事の施 工計画の 作成方法 及び工程 管理、品 質管理、 安全管理 等工事の 施工の管 理方法に 関する一 般的な知 識を有す ること。		2 (略)	(略)	(略)	土木工 学等	土木工 学等
(略)		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

電気工事 施工 管理								
学 科 試 験							実 地 試 験	
電 気 工 事 等 学		仕 上 施 工 管 理 法		軀 体 施 工 管 理 法			(略)	(略)
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する概略の知識を有する こと。 2・3 (略)		1 (略) 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工 事の工程管理、品質管理、安全管理等 工事の施工の管理方法を正確に理解し 、設計図書に基づいて、当該工事の工 事現場における施工計画を適切に作成 し、及び施工図を適正に作成すること ができる高度の応用能力を有すること。		1 (略) 2 建築一式工事のうち基礎及び躯体に 係る工事の工程管理、品質管理、安全 管理等工事の施工の管理方法を正確に 理解し、設計図書に基づいて、当該工 事工事現場における施工計画を適切 に作成し、及び施工図を適正に作成す ることができる高度の応用能力を有す ること。			(略)	(略)

電気工事 施工 管理								
学 科 試 験							実 地 試 験	
電 気 工 事 等 学		仕 上 施 工 管 理 法		軀 体 施 工 管 理 法			(略)	(略)
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 土木工学、機械工学及び建築学に関す る概略の知識を有すること。 2・3 (略)		1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事 のうち仕上げに係る工事の工事現場に おける施工計画を適切に作成し、及び 施工図を適正に作成することができる 高度の応用能力を有すること。		1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事 のうち基礎及び躯体に係る工事の工事 現場における施工計画を適切に作成し 、及び施工図を適正に作成すること ができる高度の応用能力を有すること。			(略)	(略)

		電気通 信工事 施工管 理			管工事 施工管 理		
		電気通 信工事 等	学 科 試 験	(略)	学 科 試 験	(略)	
法規	施工管 理法	電気通 信工事 等	電気通 信工学 等	(略)	機械工 学等	(略)	(略)
建設工事の施工に必要な法令に関する概 略の知識を有すること。	電気通信工事の施工計画の作成方法及び 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 施工の管理方法に関する概略の知識を有 すること。	1 電気通信工事の施工に必要な電気通 信工学、電気工学、土木工学、機械工 学及び建築学に関する概略の知識を有 すること。 2 電気通信設備に関する概略の知識を 有すること。 3 設計図書を正確に読みとるための知 識を有すること。		(略)	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学、電気通信工学及び 建築学に関する概略の知識を有するこ と。 2・3 (略)	(略)	(略)

		(新設)			管工事 施工管 理		
		(新設)	(新設)	(略)	学 科 試 験	(略)	
		(新設)	(新設)	(略)	機械工 学等	(略)	(略)
		(新設)	(新設)	(略)	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学及び建築学に関する 概略の知識を有すること。 2・3 (略)	(略)	(略)

		造園施 工管理	
(略)		験 学科試	験 実地試
(略)	(略)	学等 土木工	理法 施工管
(略)	(略)	2 (略)	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。
		1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	

		造園施 工管理	
(略)		験 学科試	
(略)	(略)	学等 土木工	
(略)	(略)	2 (略)	
		1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	

様式第二号（ロ）（第四条第一項第三号関係）

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者
 国土交通大臣 殿 年 月 日 会社又は事業所名
 特定技能検閲所代表者 氏 民 所在地名 氏 民

(印)

受検者	氏名	生年月日	大正	年	月	日生	証明者との関係		
	本籍		昭和	年	月	平仮			
申請者	氏名	生年月日	大正	年	月	日生	証明者との関係		
	本籍		昭和	年	月	平仮			
現住所	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	
勤務先名	勤務先所在地	所属(部署名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容		在職期間中の受検種別に關する実務経験年数		年	月	
			工事種別	工事内容	従事した立場	年月～年月			年月
実務経験年数の合計									

受検種目に関する実務経験

1 所属(部署名)の欄は、建設業、工業業、技術者、等、具体的に記入すること。

2 在職期間中の欄は、受検種目に關する在職期間中に従事したものを、

建設機械施工：河川工事、道路工事、海陸工事、防衛工事、ダム工事等
 土木施工管理：河川工事、道路工事、海陸工事、防衛工事、ダム工事等
 建設施工管理：建築一式工事、大工事、特殊工事、左官工事、等
 電気工事施工管理：管内電気設備工事、受電設備工事、送配電線工事、等
 電気工事施工管理：管内電気設備工事、受電設備工事、送配電線工事、送配電線工事、給排水・給湯設備工事、等
 電気通信工事施工管理：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事、等
 道路施工管理：公園工事、庭園工事、道路料工工事、屋上緑化工事、等
 建設施工管理：公園工事、庭園工事、道路料工工事、屋上緑化工事、等、具体的に記入すること。

様式第二号（ロ）（第四条第一項第三号関係）

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 証明者
 国土交通大臣 殿 年 月 日 会社又は事業所名
 特定技能検閲所代表者 氏 民 所在地名 氏 民

(印)

受検者	氏名	生年月日	大正	年	月	日生	証明者との関係		
	本籍		昭和	年	月	平仮			
申請者	氏名	生年月日	大正	年	月	日生	証明者との関係		
	本籍		昭和	年	月	平仮			
現住所	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	
勤務先名	勤務先所在地	所属(部署名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容		在職期間中の受検種別に關する実務経験年数		年	月	
			工事種別	工事内容	従事した立場	年月～年月			年月
実務経験年数の合計									

受検種目に関する実務経験

1 所属(部署名)の欄は、建設業、工業業、技術者、等、具体的に記入すること。

2 在職期間中の欄は、受検種目に關する在職期間中に従事したものを、

建設機械施工：河川工事、道路工事、海陸工事、防衛工事、ダム工事等
 土木施工管理：河川工事、道路工事、海陸工事、防衛工事、ダム工事等
 建設施工管理：建築一式工事、大工事、特殊工事、左官工事、等
 電気工事施工管理：管内電気設備工事、受電設備工事、送配電線工事、等
 電気工事施工管理：管内電気設備工事、受電設備工事、送配電線工事、送配電線工事、給排水・給湯設備工事、等
 電気通信工事施工管理：有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事、等
 道路施工管理：公園工事、庭園工事、道路料工工事、屋上緑化工事、等
 建設施工管理：公園工事、庭園工事、道路料工工事、屋上緑化工事、等、具体的に記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十一年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一（略）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三・四（略）

（技術検定）

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3 5（略）

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（技術検定の方法及び基準）

- 第二十七条の四 実地試験は、その回の技術検定における学科試験に合格した者及び第二十七条の七の規定により学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。ただし、国土交通省令で定める種目及び級に係る技術検定の実地試験は、種目及び級を同じくするその回の技術検定における学科試験を受験した者及び同条の規定により当該学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。
- 2 学科試験及び実地試験の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

（受検資格）

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
 - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者
 - (3) 受検しようとする種別に関する六年以上の実務経験を有する者
 - (4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

- (5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
- イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
- ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。
- (2) において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (3) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

（国土交通省令への委任）

第二十七条の十一 この政令で定めるもののほか、技術検定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第）（抄）

（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(略)	(略)
電気通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し五年以上実務の経験を有する者
(略)	(略)

（別表）（二）

(略)	(略)
コード	資格区分
(略)	(略)
建設業 法	(略)
30	二級 "
33	一級造園施工管理技士
(略)	(略)
(略)	(略)

(別表) (四)

コード	資格区分
-----	------

(略)

建設業			
法			
(略)	133	230	(略)
(略)	一級造園施工管理技士	二級	(略)
		〃	

(略)

○施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）（抄）

（試験の科目及び基準）

第一条 一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2 (略)

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。） 都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
(略)	(略)
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
(略)	(略)

（受検申請）

第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に

掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
土木施工管理	(略)	土木工学等	(略)
建築施工管理	(略)	建築学等	(略)
電気工事施工管理	(略)	電気工学等	(略)
管工事施工管理	(略)	機械工学等	(略)
造園施工管理	(略)	土木工学等	(略)
			1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
			2・3 (略)
			1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
			2・3 (略)
			1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
			2・3 (略)
			1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。
			2 (略)
			1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
			2 (略)

別表第二(第一条関係)

種目 (略)	試験区分 (略)	二級技術検定試験科目 (略)	土木施工管理 工管理		建築施工管理 工管理		実地試験
			土木工学等	建築学等	躯体施工管理法 仕上施工管理法	躯体施工管理法 仕上施工管理法	
(略)	(略)	(略)	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)	(略)	(略)	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)	1 (略)
							2 (略)

(略)	(略)	2 (略)
-----	-----	-------

電気工事 管理	学科試験	電気工学等	1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3 (略)
管工事 施工管 理	(略)	(略)	(略)
管工事 施工管 理	学科試験	機械工学等	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3 (略)
造園施 工管理	(略)	(略)	(略)
造園施 工管理	学科試験	土木工学等	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)
	(略)	(略)	(略)

○国土交通省告示第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第 号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項及び第十五条第二号イ、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項、第二十七条の五第一項第四号及び第二項第二号ロ（3）並びに第二十七条の七、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項並びに施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第一条 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五 第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇三十八（略）</p> <p>三十九 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合にお いては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気 通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し指 導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者</p> <p>四〇四十五（略）</p>
改正前	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五 第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同 等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇三十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十九〇四十四（略）</p>

（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部改正）

第二条 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和四十七年建設省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	電気通信工事	(略)	(略)
(略)	(略)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	(略)	(略)

改正前

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	電気通信工事	(略)	(略)
(略)	(略)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	(略)	(略)

（建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正）

第三条 建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する実地試験の科目は同表の実地試験科目の欄に掲げる実地試験の科目とする。

種別	実地試験科目
建築	施工管理法
躯体	躯体施工管理法
仕上げ	仕上施工管理法

改正前

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 施工管理法 法規	施工管理法
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第四条 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

(略)	電気通信工事業	(略)	一 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。)とするもの
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

(略)	電気通信工事業	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。)とするもの

（監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部改正）

第五条 監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

(略)	(略)	一通施	(略)	(略)
(略)	(略)	一園施	(略)	(略)
(略)	(略)	法第二十七条第一項の技術検定のうち検定種目を一級の電気通信施工管理とするものに合格した者であること。		

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。

次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。

改正前

(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	一園施	(略)	(略)
(略)	(略)	一管施	(略)	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。

次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。

（建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第六条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二二三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者</p> <p>二四・二五（略）</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二三・二四（略）</p>

（建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部改正）

第七条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して二年以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して二年以内とする。</p>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の建築施工管理について種別を定める等の件の規定及び建設業法施行令第
二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定め
る件の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年におい
て行われる技術検定については、なお従前の例による。

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示 参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。
25（略）

（許可の基準）

第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一（略）

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ・ハ（略）

三（略）

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業

左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業

建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（技術検定の種目等）

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気工事施工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事

造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
	の施工の管理を適確に行うために必要な技術

- 2 技術検定は、一級及び二級に区分して行う。
- 3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
 - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者
 - (3) 受検しようとする種別に関する六年以上の実務経験を有する者
 - (4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

- (5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
- イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
- ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。 (2)において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次回の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第）（抄）

（資格者証の記載事項及び様式）

第十七条の三十 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 二 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- 三 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- 四 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- 五 建設業の種類
- 六 資格者証交付番号
- 七 資格者証の有効期間の満了する日
- 八 交付を受ける者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、前条第一項第三号に掲げる事項
- 九 交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨
- 2 資格者証の様式は、別記様式第二十五号の五によるものとする。
- 3 資格者証の記載に用いる略語は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。

○施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）（抄）

（試験の科目及び基準）

- 第一条 一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。
- 2 建設業法施行令（以下「令」という。）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

○建設業法第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和四十七年建設省告示第三百五十号）（抄）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容
(略)	(略)
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ (略)
(略)	(略)
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
(略)	(略)

○建設業法施行令第二十七条の三第三項の規定による種別及び施工技術検定期則第一条第二項の規定による学科試験科目及び実地試験科目（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定期則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

○建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）（抄）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。

なお、昭和四十七年建設省告示第百五十三号は、廃止する。
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

(略)	(略)
電気通信工事業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするもの
(略)	(略)

○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）（抄）

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十一年十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して一年二年以内とする。